

(以下は、PEFC からのインターネットメール受信文書の和訳)

SGEC 中川清郎様あて 2017 年 10 月 30 日

PEFC 承認条件-SGEC

清郎様

既にご存知のように、2016 年 6 月 3 日に PEFC 総会が SGEC 認証制度を承認するにあたり、次の 2 条件が付されていました。

1. SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
2. 林地転換に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

第一の条件について、貴殿は PEFC 事務局に対し、2016 年 10 月 31 日付け文書、さらには最新の状況に関する 2017 年 9 月 30 日付け文書などのいくつかの機会を通じ、北海道アイヌ協会と協議を継続していることを示すとともに、当該条件に対応している証拠を書面で提供しました。

第二の条件について、貴殿は同事務局に対し、当該条件に対応している証拠を、2016 年 10 月 31 日付けの書面で提供しました。

提出された書面と証拠を審査したところ、不適合が解消され PEFC 総会の承認条件は満たされたことをお知らせいたします。

本件について質問があれば、ご遠慮なくお知らせください。

署名

ベン・ガニバーク

PEFC 評議会事務局長